

日本における給与に係る源泉徴収制度の概要

令和7年10月
国 税 庁

このリーフレットは、外国人の方向けに雇用主（給与の支払者）から支払を受ける給与に係る所得税等の源泉徴収制度の概要について説明したものです。

1 「居住者」及び「非居住者」の区分

外国人の方であっても、雇用主から給与の支払を受ける際には、原則として、その給与から所得税等の額が差し引かれる（源泉徴収される）ことになります。

この源泉徴収される所得税等の額は、あなたが「居住者」に該当するか、又は「非居住者」に該当するかにより異なることになります。

- 「居住者」とは、日本国内に住所がある個人又は現在まで引き続いて1年以上居所がある個人をいいます。
- 「非居住者」とは、居住者以外の個人（日本国内に住所がなく、かつ現在まで引き続いて1年以上居所がない個人）をいいます。

【居住者と非居住者の課税関係の主な違い】

- 「居住者」が支払を受ける給与に係る所得税等の額は、厚生年金保険料などの社会保険料等の額及び配偶者や扶養親族などの数（※）に応じて算出されます。
※ 配偶者や扶養親族などの数は、あなたが雇用主に提出する『給与所得者の扶養控除等（異動）申告書』（以下「2 源泉徴収」参照）に記載されたところによります。
また、毎年最後に給与の支払を受ける際には年末調整が行われます（以下「3 年末調整」参照）。
- 「非居住者」が支払を受ける給与に係る所得税等の額は、その給与の支給額に一律20.42%の税率を乗じて算出されます（原則として、この税額が源泉徴収されることにより課税関係が完結するため、税務署に対する確定申告の必要はありません。）。

2 源泉徴収

雇用主から給与の支払を受ける際には、その給与から所得税等の額が差し引かれる（源泉徴収される）ことになります。

また、居住者は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに『給与所得者の扶養控除等（異動）申告書』を雇用主に提出しなければなりません（提出した申告書の記載内容に異動が生じた場合には、その旨をこの申告書に記載して雇用主に提出してください。）。

※ 非居住者は『給与所得者の扶養控除等（異動）申告書』を提出することはできません。

3 年末調整

居住者は、その年最後に給与の支払を受ける際に、雇用主により源泉徴収された所得税等の年間の合計額と、年間の給与の総額について納めなければならない所得税等の額（年税額）との差額の精算が行われます。この手続を「年末調整」といいます。

また、この年末調整の際に、基礎控除や配偶者控除などの適用を受けようとする場合には、『給与所得者の基礎控除申告書』及び『給与所得者の配偶者控除等申告書』などを雇用主に提出しなければなりません。

なお、給与の支払を受ける方の大部分は、この年末調整により所得税等の額の精算が行われま

すので、税務署に対して確定申告をする必要はありません。

※ 非居住者は年末調整の対象にはなりません。

【年末調整の際に雇用主に提出する主な申告書】

○ 『給与所得者の扶養控除等（異動）申告書』

この申告書は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに雇用主に提出することになっていますが、まだ提出していない場合には、年末調整が行われる時までにこの申告書を提出すれば年末調整が行われます。

また、既に提出している申告書の記載内容に変更があった場合には、その旨をこの申告書に記載して雇用主に提出してください。

○ 『給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書』

基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、特定親族特別控除又は所得金額調整控除の適用を受けようとする場合には、年末調整が行われる時までにこの申告書を雇用主に提出してください。

※ これらの控除の内容については、この申告書に記載されている説明を参照してください。

※ 「特定親族特別控除」は、令和7年分以後の所得税について適用されます。なお、令和7年分の所得税については、令和7年12月に行う年末調整の際に適用されます。

○ 『給与所得者の保険料控除申告書』

生命保険料や地震保険料などの控除の適用を受けようとする場合には、年末調整が行われる時までにこの申告書を雇用主に提出してください。

4 租税条約による特例

あなたの出身国と日本との間で租税条約が締結されている場合には、所得税等が免除されることがあります。

この所得税等の免除を受けようとする場合には、「租税条約に関する届出書」を雇用主を経由して税務署に提出する必要があります。

なお、この「租税条約に関する届出書」を提出しなかったために、所得税等が源泉徴収された場合には、この「租税条約に関する届出書」と「租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書（様式11）」を雇用主を経由して税務署に提出することにより、その源泉徴収された所得税等の還付を受けることができます。

【短期滞在者の免税】

日本国内において行う勤務について取得する給与について、多くの場合は日本での滞在期間が課税年度又は継続する12か月においても合計183日以下である等の租税条約上の要件を満たせば、日本において免税となります（要件は租税条約によって異なります。）。

ただし、日本との租税条約に定める要件を満たさない場合（例えば、日本での滞在日数が合計183日を超える場合や、日本の居住者である雇用者から給与が支払われる場合など）や、日本と租税条約を締結していない国から来日した場合は免税の対象とはなりません。

※ いわゆるフリーランスの方が受け取る報酬も、基本的には日本において免税となりますが、日本国内にある恒久的施設を通じて報酬を得た場合は、免税の対象とはなりません。

※ あなた（「居住者」に該当する場合に限り）が、非居住者である親族について扶養控除等の控除の適用を受けようとする場合には、所定の書類を雇用主に提出する必要があります。詳しくは、国税庁ホームページの「[非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ](#)」を参照してください。

※ このリーフレットは、令和7年6月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成しています。